

答申日：令和2年8月25日

答 申

第1 香川県広域水道企業団情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論
香川県広域水道企業団〇〇事務所長（以下「処分庁」という。）が、行政
文書不存在を理由に非公開と決定したことについては、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和元年12月2日付けで、香川県広域水道企業団情報公開条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定により、処分庁に対し、次の内容の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「元〇〇町水道課長●●の在任期間中（△年△月△日～平成9年△月△日）における、〇〇町水道事業会計から一千万円以上の出金を確認できる文書及び資料」

2 処分の決定

処分庁は、本件請求に対し、令和元年12月13日付けで、行政文書不存在のため非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年12月13日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、香川県広域水道企業団企業長に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨・理由

本件審査請求に対する非公開決定の理由が虚偽であり、本件処分を取り消し、本件請求の対象となる文書の公開を求めるものである。

2 上記審査請求に対する処分庁の弁明

本件請求の対象となる文書については、企業団が〇〇町（水道課）から水道事業を継承し、事業を開始した平成30年4月1日において引き継いでおらず、文書は不存在である。

3 上記弁明に対する審査請求人の反論

企業団が〇〇町（水道課）から水道事業を継承し、事業を行っていくためには、本件請求の対象となる文書が引き継がれていなければ実施できない。現在、企業団の業務が滞っていない事実から、全ての文書及び資料は継承されているはずである。このため、非公開決定の理由「引き継がれておらず」は虚偽である。

第4 審査会の判断

1 判断するにおける基本的な考え方

審査に当たっては、条例第1条の趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈の上、判断するものである。

条例

第1条 この条例は、実施機関が保有する行政文書の公開を請求する権利を明らかにし、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、企業団の事業を住民へ説明する責務を全うし、公正で開かれた事業運営の推進を図ることを目的とする。

2 本件の争点

処分庁は、非公開とした本件請求の対象となる文書については、企業団が事業を開始した平成30年4月1日に〇〇町（水道課）から引き継がれておらず、不存在であると主張している。

これに対し、審査請求人は、企業団が事業を実施していくためには、本件請求の対象となる文書が引き継がれていなければ実施できない。現在、企業団の業務が滞っていない事実から、非公開決定の理由「引き継がれておらず」は虚偽であると主張し、非公開決定を不服としている。

このため、本件請求の対象となる文書が不存在であるとしたことについての妥当性が争点となる。

3 文書が不存在であることとしたことについての妥当性

ア 企業団は、香川県と県内16市町（直島町を除く）の水道事業を統合して発足した特別地方公共団体であり、平成30年4月1日に事業を開始している。

イ 本件請求の対象となる文書については、企業団が事業を開始する前に、当時の〇〇町（水道課）が過去に作成し、保有していたものである。

本件請求対象となる文書が作成された期間（元〇〇町水道課長●●の

在任期間)は、△年△月△日から平成9年△月△日までである。

ウ 企業団が水道事業を開始する前、〇〇町(水道課)は、〇〇町文書管理規則を準用し、文書の保管・廃棄を行ってきたということである。同規則では、「出納に関する帳簿及び証拠文書(出納室所管の支出伝票及び出納簿等)」の保存期間は10年とされており、〇〇町(水道課)は、企業団に水道事業を引き継ぐ前に、本件請求対象となる文書を廃棄したものと推察される。また、このため、本件請求の対象となる文書は、企業団が引き継ぐべきものとはいえない。

以上から、企業団が、本件請求の対象となる文書を引き継いでいないという主張に不自然・不合理である点は認められない。

エ なお、企業団(〇〇事務所)は、公開請求があった時点で、念のため、改めて本件請求の対象となる文書の存否の確認作業を行い、不存在であったことを確認している。(当審査会が企業団に聴取した内容)

オ 従って、本件請求の対象となる文書が存在しないことを理由に非公開とした処分庁の判断は妥当である。

4 その他の審査請求人の主張に対する判断

審査請求人は、反論書において、企業団が本件請求の対象となる文書を保有していない場合であっても、他団体から取得し公表する必要がある旨の主張をしているが、条例は、企業団が保有する行政文書の公開を請求する権利を定めたものである。また、その他の主張についても、当審査会の上記判断を左右するものではない。

なお、反論書において言及のあった固定資産台帳、配管図については、本件請求の対象となる文書には含まれないものであると判断する。

5 結論

本件請求の対象となる文書が企業団に引き継がれていないことを理由に非公開とした処分庁の判断は妥当である。

6 結語

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の経過

(省略)